

### 3 計画の変更

#### 3-1 計画変更の考え方

広域化・共同化計画の見直しは、上位計画である都道府県構想にならい、5年に1回の定期的な点検を基本とする。定期的な点検に加え、多くの住民の利害に影響が生じる新たな個別メニューの立案や取り止め等の変更があった場合には、随時、計画の見直しを行うものとする。

#### 【解説】

広域化・共同化計画の上位計画である都道府県構想は、「5年に1回の定期的な点検を基本とすること」「社会情勢の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直し、関連技術の大幅な進展等があった場合には必要に応じて見直しを行うこと」という2つの考え方が示されている。

#### (2) 点検・見直し（都道府県）

定期的な点検を行う期間は、5年に1回を基本とする。点検内容は、都道府県構想の進捗状況、都道府県構想策定（または見直し）時の将来人口の想定値及び実績等を確認し、差異が生じた場合には、都道府県構想の見直しを速やかに行うものとする。

また、都道府県は、都道府県構想策定後の時間経過に伴う社会情勢の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直し、関連技術の大幅な進展等があった場合、必要に応じて都道府県構想の見直しを行うものとするが、都道府県構想の見直し時期に関わらず、市町村は、地域の社会情勢の変化等に応じ、随時、適切に市町村の汚水処理の構想の見直しを行うことが必要である。そのため、都道府県は、市町村が汚水処理の構想の見直しを行うための点検方法や点検時期、見直しを行う判断基準等の考え方を都道府県構想策定時に示す必要がある。

出典：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル  
(平成26年1月、国土交通省、農林水産省、環境省)

広域化・共同化計画は、都道府県構想と同様の考え方に従い、5年に1回の定期的な点検を基本とし、見直しの内容やその理由等を記載した変更後の広域化・共同化計画（以下、「変更計画」という。）の公表を行うものとする。計画の見直しに際しては、新規に立案した個別メニューを漏れなく計画に位置付ける他、当初計画からの事業化のスケジュールや構成団体等の見直しや取り止めが生じた事項について、理由等も含め記載を行うものとする。

5年に1回の定期的な点検の他、多くの住民の利害に影響が生じる新たな個別メニューの立案や中止等の変更があった場合には必要に応じて随時、計画の見直しを行い、変更計画の公表を通じて影響が生じる関係機関や住民等に広く周知を行うものとする。

### 3-2 定期的な見直し

広域化・共同化計画は、5年に1回の定期的な点検を基本として、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化の状況や計画に定めのない新規の個別メニューの立案の有無等を把握し、計画内容の見直しを行うものとする。

#### 【解説】

広域化・共同化計画は、5年に1回の定期的な点検を基本として、その内容の見直しを実施する。見直しに際しては、前回の計画策定時以降に生じた社会情勢の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直し、関連技術の大幅な進展等、広域化・共同化計画の推進に関連した事項を整理した上で、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化や内容の変更、取り止めの状況、新たな個別メニューの立案の有無等を把握し、計画内容の見直しを行うものとする。

計画に記載する個別メニューについては、関連する団体間の合意形成が必要になることから、団体間の継続的な検討、意見交換が重要となる。新規の個別メニューの立案、合意形成については、「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を参考とする他、計画の進捗管理の運用枠組みを利用し、一体的に取り組むことも有効である。これらの取組を通じて計画に定める取組内容の拡大、高度化を図り、広域化・共同化の取組を深化させることが望ましい。

### 3-3 随時の見直し

多くの住民の利害に影響が生じる新たな個別メニューの立案や、計画に位置付けた個別メニューの変更、取り止め等があった場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

#### 【解説】

次回の定期的な見直しまでの期間中、新たな個別メニューの立案や、計画に定めた個別メニューの変更、取り止めが生じることがある。このような状況が発生した場合には、表 3-1 に示す考え方により各都道府県が運用する進捗管理表にその内容を反映すると共に、必要に応じて計画内容の見直しを行い、変更計画を策定する。

表 3-1 計画の随時の見直しの考え方

個別メニューの状況	随時の見直し考え方
新たな個別メニューを立案した場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな個別メニューを立案し、事業化を図る場合、速やかに各都道府県が運用する進捗管理表に追記すること</li><li>・新たな個別メニューの事業化により多くの住民の利害に影響が生じる場合には、広域化・共同化計画の見直しを行い、当該メニューを変更計画に定めること</li><li>・上記に該当しないと判断される場合には、次回の広域化・共同化計画変更時に当該メニューを追記すること</li></ul>
計画に記載した個別メニューの変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画に定めた個別メニューのスケジュール等について変更が生じた場合、速やかに各都道府県が運用する進捗管理表に変更内容を反映させること</li><li>・次回の広域化・共同化計画変更時に当該メニューの変更内容を反映させること</li></ul>
計画に記載した個別メニューの取り止めが生じた場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画に定めた個別メニューの取り止めが生じた場合、速やかに進捗管理表に取り止めとなった旨を記載すること</li><li>・次回の広域化・共同化計画変更時に当該メニューが取り止めとなったこと、取り止めとなった理由を記載すること</li></ul>

### 3-4 変更計画の公表

広域化・共同化計画の見直しにより変更計画を策定した際には、ホームページ等を通じて変更計画を公表し、住民や関係機関等に広く周知を行うものとする。

#### 【解説】

広域化・共同化計画に定めた個別メニューの事業化は、多くの住民や関係機関等の利害に影響を及ぼすことも想定される。そのため、変更計画を策定した際には、速やかにホームページ等を通じて変更計画を公表し、住民や関係機関等に広く周知を行うものとする。

変更計画の公表までのプロセスについては、令和4年度までに策定した当初計画策定時のプロセスを参考として各都道府県が定めるものとする。変更計画の公表に際しては、変更計画（案）の段階でのパブリックコメントの実施や有識者会議等への諮問についても各都道府県が必要性の検討を行うことが望ましい。

## 4 個別メニューの推進

### 4-1 広域化・共同化を実施する手法

#### a) 広域化・共同化を実施するための準拠法令

汚水処理事業の広域化・共同化を実施するために準拠が必要となる法令を図 4-1 に示す。事務の委託、一部事務組合等、地方自治法に準拠して実施する方法、下水道法に準拠して流域下水道事業として広域化・共同化を実施する方法、民法に準拠して民事上の委託契約として行う方法がある。なお、上記の法令に準拠せず任意の協議会などを設立し、広域化・共同化計画の進捗管理や個別メニューの事業化に向けた検討・合意形成を行うことも可能である。

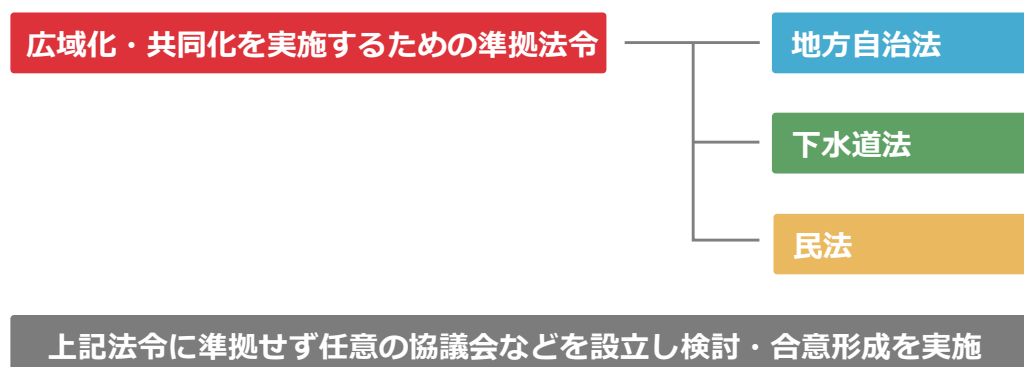
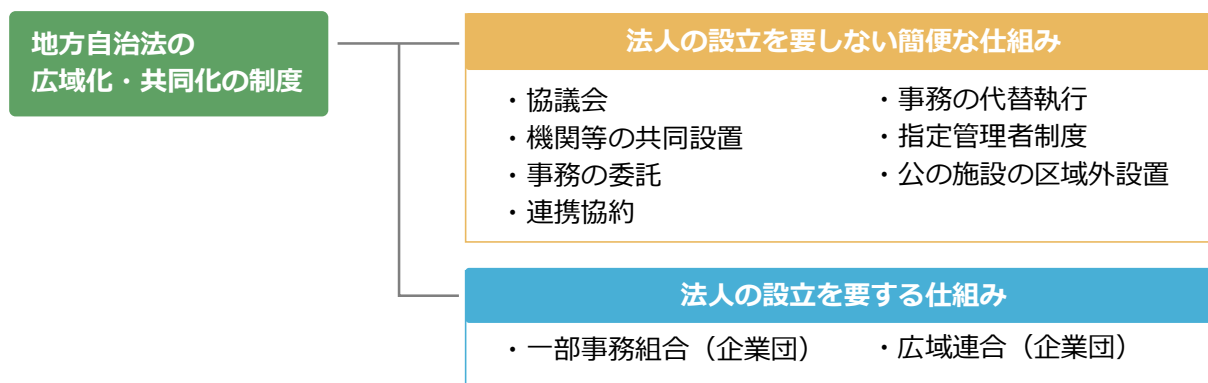


図 4-1 広域化・共同化の各種個別メニューを実施するための準拠法令

b) 地方自治法に基づく広域化・共同化の制度

地方自治法の広域化・共同化の制度については、新たな法人の設立の有無により図 4-2 のとおり大きく 2 つに区分けされる。法人の設立を要しない簡便な仕組みには、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、連携協約、事務の代替執行、指定管理者制度、公の施設の区域外設置がある。また、法人の設立を要する仕組みには、一部事務組合及び広域連合（地方公営企業法の適用を受けた場合には企業団）がある。



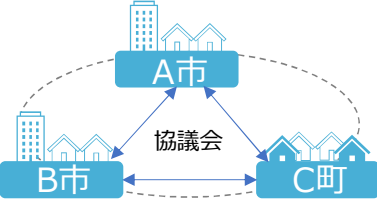


法人設立	制度名	議会の議決	総務大臣等の許可	委託側の委託事務に関する責任及び権限	費用等の負担
要しない	協議会	要	不要	—	構成団体
	機関等の共同設置	要	不要	—	構成団体
	事務の委託	要	不要	受託団体へ移譲	委託団体
	連携協約	要	不要	—	—
	事務の代替執行	要	不要	—	代替執行を求める団体
	指定管理者制度	要	不要	協定書等での規定による	協定書等での規定による
	公の施設の区域外設置	要	不要	—	協議による
要する	一部事務組合	要	要	組合へ移譲	構成団体又は一部事務組合
	広域連合	要	要	広域連合へ移譲	構成団体又は広域連合

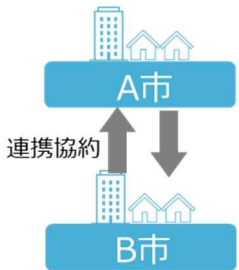

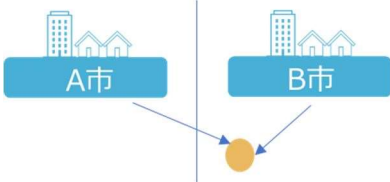
図 4-2 地方自治法に基づく広域化・共同化制度の体系

1) 法人の設立を要しない簡便な仕組み

地方自治法に基づく広域化・共同化制度の内、法人の設立を要しない簡便な仕組みの概要を表4-1に示す。法人の設立を要しないことから、法人の設立を要する一部事務組合や広域連合と比較し、総務大臣又は都道府県知事の許可が不要となっている。

表 4-1 法人の設立を要しない広域化・共同化制度の方法の概要

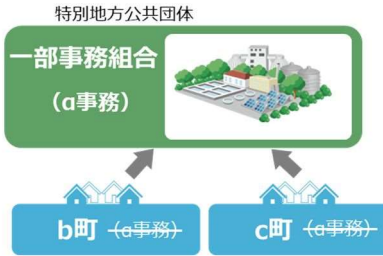

名称	特徴	スキーム図
協議会	<p>(第 252 条-2-2～第 252 条-6-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織で、法人格を有せず、協議会固有の財産は有さない。</li> <li>● 職員は構成地方公共団体からの派遣で、必要な経費も各構成団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。</li> <li>● 「管理執行協議会」、「連絡調整協議会」、「計画策定協議会」の3種類がある。</li> </ul>	
機関等の共同設置	<p>(第 252 条-7～第 252 条-13)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体間の協議により定められる規約で共同して設置する制度。</li> <li>● 共同設置した機関はそれぞれの団体の機関と位置付けられ、管理執行に係る法令や条例等はそれぞれの団体のものが適用される。</li> <li>● 共同設置する機関等が管理又は執行したことの効果は、関係地方公共団体が自ら行ったことと同様にそれぞれの団体に帰属する。</li> </ul>	
事務の委託	<p>(第 252 条-14～第 252 条-16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の地方公共団体に委託する制度であり、協議により規約を定め、事務を委託する。</li> <li>● 受託側は一定の委託収入のもと、対象事務に関する全ての責任を負う。</li> <li>● 委託は必ず「1 団体」対「1 団体」で成立。</li> </ul>	
事務の代替執行	<p>(第 252 条-16-2～第 252 条-16-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度。</li> <li>● 代替執行を求めた側の責任及び権限は残る。</li> <li>● 地方公共団体が他の地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた地方公共団体が、自ら当該事務を管理及び執行した場合と同様の効果を生ずる。</li> <li>● 当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理及び執行する権限の移動も伴わない。</li> </ul>	

名称	特徴	スキーム図
連携協約	<p>(第 252 条-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める制度。</li> <li>● 連携協約を締結した地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。</li> <li>● 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。</li> </ul>	
指定管理者制度	<p>(第 244 条-2-3~11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体が指定する法人又は、その他の団体に公の施設の管理を行わせることができる制度。</li> <li>● 公の施設の管理を指定管理者にどこまでさせるか、条例等で定める。</li> <li>● 指定管理者は、条例で定める範囲内で利用者からの料金を自らの収入として収受できる。</li> </ul>	
公の施設の区域外設置	<p>(第 244 条-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該地方公共団体の区域外に公の施設を設置することが当該地方公共団体にとっても、またその設置されようとする区域の地方公共団体にとっても共に利益になる場合、協議により公の施設を設けることができる制度。</li> <li>● 当該公の施設が設置されようとする区域の地方公共団体の住民との間に使用関係を生ずる場合にのみ協議を要する。</li> <li>● 施設の管理は、法第 252 条の 14 に基づき事務の委託を行うことが考えられる。</li> </ul>	

2) 法人の設立を要する仕組み

地方自治法に基づく広域化・共同化制度の内、法人の設立を要する方法の概要を表 4-2 に示す。事業執行体制の強化やスケールメリット創出によるコスト縮減等を目的とした複数団体の事業統合等を行う際などに適用する手法である。

表 4-2 法人の設立を要する広域化・共同化制度の方法の概要

名称	特徴	スキーム図
一部事務組合	<p>(第 284 条～第 291 条、第 292 条～第 293 条-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するもの、又は数都道府県にわたるものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。</li> <li>● 共同処理する事務は、構成団体の権限から除外。</li> <li>● 財産の保有や職員の採用が可能。</li> </ul>	
広域連合	<p>(第 284 条、第 291 条-2～第 293 条-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するもの、又は数都道府県にわたるものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。</li> <li>● 国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受ける事ができる。</li> </ul>	

c) 下水道法に基づく広域化・共同化の手法

1) 流域下水道

現行下水道法は昭和 33 年に制定されたが、制定当時における下水道法の目的は、「下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上（当時は、宅地及び地域から下水を排除する）に寄与する」ことであったため、都道府県の役割ではなく、市町村の役割であることを前提として下水道法の骨格が定められた。

その後、公害関係法の整備の一環として、河川等の流域単位に基づき、市町村の行政区域を越えた広域的な観点から下水道計画を立案し、実施することの必要性が強く認識されるようになった。そのため、昭和 45 年に改正された下水道法の目的には、「公共用水域の水質の保全に寄与すること」が加えられ、流域下水道の制度が創設された。これにより、都道府県の広域事務として、下水道事業の一部（2 以上の市町村の区域から発生する汚水を流下させる幹線管渠と処理場の整備）が位置付けられることとなった。

さらには、市街化の進展や集中豪雨の頻発などを受け、都道府県が事業主体となり、複数市町村にまたがる区域を対象に一体的かつ効率的に浸水対策を行う必要性が生じていたため、平成 17 年の下水道法改正により、2 以上の市町村の区域における雨水（終末処理場を有する公共下水道より排除される雨水に限る。）のみを排除する下水道を「雨水流域下水道」として位置づけ、これを整備することが可能となった。

下水道法抜粋

(用語の定義)

第二条

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

(管理)

第二十五条の十 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。

## 2) 下水道協議会制度

平成 27 年 7 月に施行された改正下水道法第 31 条の 4 において、複数の下水道管理者同士が広域的な連携を図るきっかけ作りの協議の場として「下水道協議会制度」が創設された。地方自治法の協議会制度と異なり、議会の手続き等が不要で、下水道管理者の他、国や都道府県、下水道事業団、下水道公社等の参画も可能であり、連携の方向性や役割分担についての具体的な方策を協議する場として簡便な制度である。

下水道協議会で広域的な連携の方策や方向性を定めたのちに、地方自治法に基づく広域化・共同化の手法等を活用し、個別メニューの事業化を図ることが考えられる。

### 下水道法抜粋

(協議会)

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

令和 4 年度末時点での下水道協議会の設置状況と設置目的を表 4-3 に示す。現在、7 つの協議会が設置されている。

表 4-3 下水道協議会の設置状況と設置目的

年月	協議会の名称	構成員	設置時の目的
平成 28 年 8 月	南河内 4 市町村 下水道事務広域化 協議会	大阪府富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、 国土交通省近畿地方整備局、大阪府、 日本下水道事業団（アドバイザー）	管理の効率化に向けて下水道事務の広域化を検討
平成 28 年 11 月	下水道事業 推進協議会	埼玉県、県内全 56 市町村、(公財)埼玉県下水道公社	共通する課題を広域的に取り組む場 ・ 経営管理 ・ 災害時対応への取組 ・ 市町村事業支援
平成 29 年 3 月	ながさき下水道等 連携協議会	長崎県、県内 19 市町	県及び市町等が連携して、下水道事業が直面する諸課題に関し、共 通の認識を持って対応方法の研究や検討 ・ 維持管理業務の一括発注 ・ ICT の活用等による集中管理 ・ 下水汚泥の共同処理等
平成 29 年 8 月	兵庫県 生活排水処理事業連 絡協議会	兵庫県、県内全 41 市町、1 事務組合、 国土交通省近畿地方整備局、 日本下水道事業団等の支援団体（オブザーバー）	施設の共同化・統廃合等について検討する場 ・ 同一市町内での施設統廃合の更なる促進 ・ 市町を跨る施設の共同化・統廃合 ・ 広域化・共同化（維持管理・事務） ・ 技術支援方策の活用及び拡充 ・ 効率化に向けた啓発、情報提供など
令和元年 5 月	秋田県 生活排水処理事業 連絡協議会	秋田県、県内全 25 市町村、7 事務組合	生活排水処理に関する協働事業の計画立案及び事業の円滑な推進 ・ 生活排水処理構想の見直し ・ 広域化・共同化計画の策定及び関連施策の検討及び調整 ・ 汚泥の広域処理及び利活用に関する検討及び調整 等
令和 2 年 6 月	香川県汚水処理事業 効率化協議会	香川県、県内 17 市町、3 事務組合	汚水処理の事業運営の効率化のための協働事業の計画立案及び事業 の円滑な推進 ・ 処理場の統廃合、維持管理運営の共同化等 ・ ポンプ施設の維持管理運営共同化等
令和 4 年 4 月	逗子市・葉山町 汚水処理の広域化・ 共同化可能性 検討協議会	神奈川県逗子市、神奈川県葉山町	汚水処理施設の統廃合について検討する場 ・ 汚水処理施設の統廃合施設計画 ・ 効果と実現可能性検討・合意形成 等

d) 民法に基づく広域化・共同化の手法

各種計画検討、設計・工事、維持管理等の外部委託の発注・契約業務について、民法に準拠した「民事上の委託契約」により複数市町村における発注業務を一市町村に集約して実施することが可能とされている。

この点に関し、過去の東京地方裁判所による判決では「地方公共団体が土木建設工事等の事実行為の執行を他の普通地方公共団体に委託する場合は、地方自治法第 252 条の 14 に規定する委託（事務委託）の手続きを取らず、私法上の契約を締結する方法によって行うことができる」とされている。

委託発注について、A 市と B 市・C 町・D 村市町村間で協定を締結し、それを民事上の委託契約と解釈、A 市が 4 市町村分一括で発注業務を行うものである。4 市町村で締結する協定は、あくまで民事上の委託契約であることから、議会の議決を伴わないものとされている。

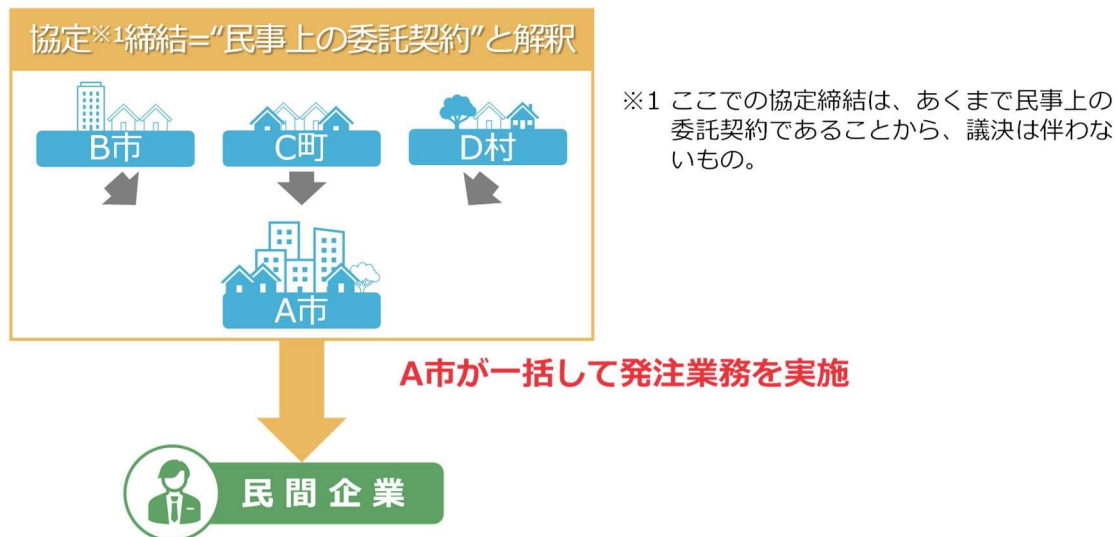


図 4-3 民事上の委託契約の概要

e) その他の手法

地方自治法、下水道法、民法に拠らないその他の手法として任意の協議会などを設立し、進捗管理や新たな個別メニューの立案に向けた検討、合意形成を行うことも想定される。

#### 4-2 各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度

汚水処理事業の広域化・共同化の各種個別メニューの事業化において、主に適用されている制度を表 4-4 に示す。

表 4-4 広域化・共同化の各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度

個別メニュー		主な制度
事業統合 経営の一体化	新たに事業を担う法人を設立し、その法人が構成団体の事業を運営	一部事務組合 広域連合
施設整備を伴う 広域化・共同化	汚水処理の共同実施	協議会（地方自治法） 事務の委託 公の施設の区域外設置 指定管理者 一部事務組合 広域連合
	汚泥処理の共同実施	
	施設の広域監視	
委託業務等の 共同発注	各種計画策定業務	協議会（地方自治法） 事務の委託 民事上の委託 指定管理者
	処理場・ポンプ場等の維持管理業務	
	管路維持管理業務	
	水質分析業務	
	台帳システム整備・保守業務	
	企業会計移行業務	
	薬品、資機材等の購入	
地方公共団体の 業務の共同実施	人材育成の共同化	協議会（地方自治法） 事務の委託 民事上の委託
	災害対応の共同化	
広域化・共同化のための調査・検討体制の構築		協議会（地方自治法） 協議会（下水道法） 協議会（任意）


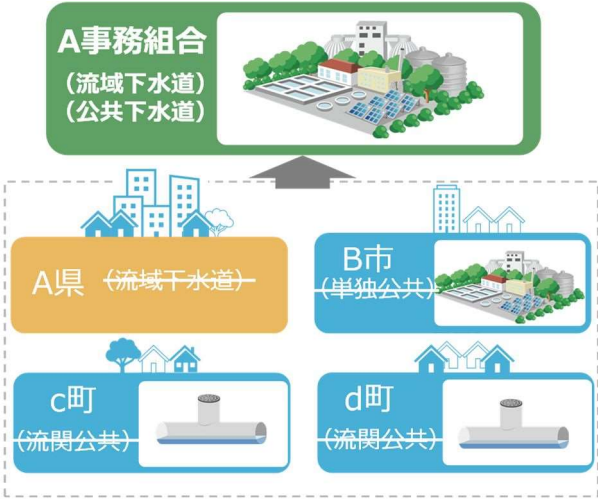
### 4-3 事業統合・経営の一体化

#### 【事業統合・経営の一体化の方法】

下水道事業の事業統合・経営の一体化（以下、事業統合等）は、複数の下水道事業を1つの事業に統合し運営を行うものである。事業主体と事業計画が1つに統合された形態を事業統合、事業主体は同一だが事業計画が複数存在する場合には経営の一体化としている。

事業統合等による事業執行体制の集約化を図ることで、技術職員の不足等の課題を抱える団体の体制補完を図ると共に、スケールメリットの確保、事務・事業の集約化による事業運営の効率化を図るものである。下水道事業における事業統合等は、主に表4-5に示す2つのケースでの実施が想定される。

表 4-5 事業統合等の2つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース1	<p><u>市町村同士の事業統合等</u></p> <p>市町村同士で一部事務組合等を設立し、一部事務組合等が1つの公共下水道として運営する。</p>	 <p>このスキーム図は、上部に緑色のボックスで「A事務組合 (公共下水道)」と表示され、その下に3つの青いボックスで「B市 (小規模市町村) (公共下水道)」、「C町 (小規模市町村) (公共下水道)」、「D町 (小規模市町村) (公共下水道)」が並んでいます。矢印は各下のボックスから上のA事務組合へと向かっています。</p>
ケース2	<p><u>都道府県と市町村の事業統合等</u></p> <p>都道府県と市町村が一部事務組合等を設立し、一部事務組合等が流域下水道と公共下水道を運営する。</p>	 <p>このスキーム図は、上部に緑色のボックスで「A事務組合 (流域下水道) (公共下水道)」と表示され、その下に4つの青いボックスが配置されています。左側には「A県 (流域下水道)」と「C町 (流開公共)」が縦に並び、右側には「B市 (単独公共)」と「D町 (流開公共)」が縦に並び、さらにA県とB市は横に並び、C町とD町は横に並びます。矢印は各下のボックスから上のA事務組合へと向かっています。</p>

【参考事例】

事業統合等の一体化の参考事例を表 4-6 に示す。ケース 1 については、公共下水道の事業着手に際して、市町村同士で一部事務組合を設立し、一部事務組合で公共下水道事業を実施している事例がある。しかし、広域化・共同化計画に基づき、それぞれの事業が供用開始済の状態では事業統合等をした事例はない状況である。また、ケース 2 に関しては、水道事業では既に 3 事例あるが、下水道事業では事例がない状況である。

表 4-6 事業統合等の参考事例

区分	方法	参考事例
ケース 1	公共下水道の事業着手に際し、市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立し、組合等で公共下水道事業を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾花沢市大石田町環境衛生事業組合</li> <li>・双葉地方広域市町村圏組合</li> <li>・取手地方広域下水道組合</li> <li>・日立・高萩広域下水道組合</li> <li>・ひたちなか・東海広域事務組合</li> <li>・坂戸、鶴ヶ島下水道組合</li> <li>・毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合</li> <li>・皆野・長瀬下水道組合</li> <li>・君津富津広域下水道組合</li> <li>・中新川広域行政事務組合</li> <li>・五領川公共下水道事務組合</li> <li>・川西保健衛生施設組合</li> <li>・佐久環境衛生組合</li> <li>・木曾広域連合</li> <li>・播磨高原広域事務組合</li> <li>・雲南広域連合</li> </ul>
	各市町村が既に公共下水道事業に着手している状況において、新たに一部事務組合等を設立し、組合等に事業統合して公共下水道事業を実施	近年では事例なし
ケース 2	水道事業において都道府県と市町村が事業統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県広域水道企業団</li> <li>・かずさ水道広域連合企業団</li> <li>・広島県水道広域連合企業団</li> </ul>
	下水道事業において都道府県と市町村が一部事務組合等を設立し、流域下水道と公共下水道を事業統合	事例なし

【留意事項①】

・事業統合・経営の一体化をする場合の検討事項

下水道事業の事業統合等を進める上での検討事項を表 4-7 に示す。検討事項を整理するにあたっては、都道府県と市町村の事業統合が既に行われている水道事業の事例を参考として併記している。下水道事業の場合、雨水排水が事業範囲に含まれること、施設整備に公費が充当されることに起因し、水道事業とは異なる検討事項が生じることとなる。

表 4-7 下水道事業を事業統合する場合の検討事項

検討事項	下水道事業	水道事業（参考）
水道事業者・下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県との協議により公共下水道管理者を設置</li> <li>・大臣との協議により流域下水道管理者を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係地方公共団体との協議により水道事業者を設置</li> <li>・都道府県が構成団体に入る場合は大臣との協議</li> </ul>
議会の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合等の構成団体の議会から議員を選出し、組合等の議会を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合等の構成団体の議会から議員を選出し、組合等の議会を設立</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理が概成していない場合、組合内の未整備区域に関する整備順序の意思決定と費用負担の方法について、関係機関（都道府県、各市町）で合意形成が必要</li> <li>・雨水排水については、全額公費によるものとなるため、雨水事業に係る意思決定と費用負担の方法について、関係機関（都道府県、各市町）で合意形成が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合後の給水区域設定、施設の統廃合、新規に必要な施設、統合後の料金体系などを検討し、その費用負担や意思決定の方法について関係機関で合意形成が必要</li> </ul>
行政財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法上、事業統合後の下水道管理者が下水道施設の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うため、基本的には行政財産である下水道施設の移管を想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道法上は施設の所有と経営が分離する形も可能</li> <li>・基本的には事業統合後の水道事業者には行政財産である水道施設の移管を想定</li> </ul>

検討事項	下水道事業	水道事業（参考）
使用料・料金体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料は、組合内で統一されていない状態であっても可能</li> <li>・一般会計繰入金と合わせて組合内の市町村間の費用負担の公平性の観点からその水準を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業統合前の各市町村の料金体系を踏まえ、統合後の新たな料金水準・料金体系への移行を検討</li> <li>・激変緩和のため、移行期間を設定した上で段階的な新料金水準・料金体系への移行が想定される</li> <li>・なお、香川県広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団、広島県広域水道企業団の事例では、まだ、区域内での統一には至っていない</li> </ul>
一般会計繰入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理事業に対する各市町村の一般会計繰入金の充当に関する考え方の整理</li> <li>・雨水排水事業に対する各市町村の一般会計繰入金の充当に関する考え方の整理</li> <li>・流域下水道と公共下水道が事業統合する場合、都道府県が負担する一般会計繰入金の充当に関する考え方の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体の一般会計で負担すべきものについては一般会計繰入金の対象となる</li> </ul>

**【留意事項②】**

・雨水事業の取扱い

下水道法上、下水道管理者が汚水と雨水で別となることは想定されていないと考えられる。雨水事業も含めて事業統合を実施する場合、構成市町村により雨水対策への取組姿勢に差が見られる場合も想定されるため、市町村の意見を尊重しながら合意形成を行う必要がある。

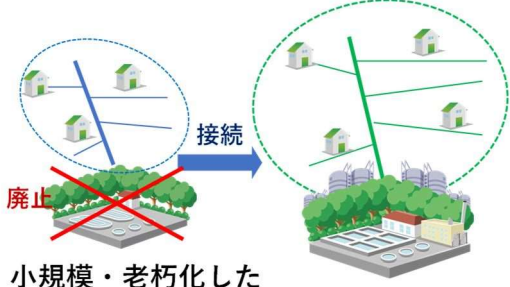
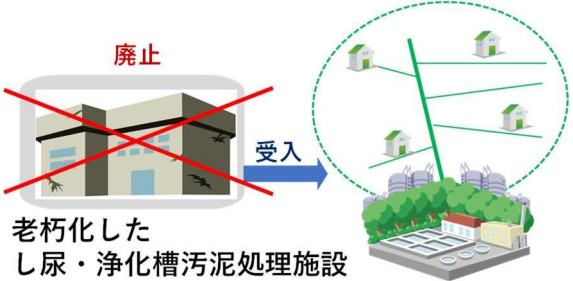
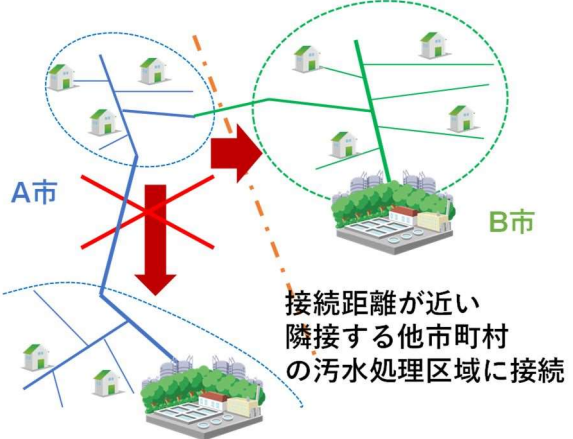
ただし、地方自治法の事務の委託（一部の事務を委託）を実施することにより、下水道管理者の責任を市町村に残したまま、一部事務組合等が汚水に係る事務を実施することは可能である。

#### 4-4 汚水処理の共同実施

##### 【共同実施の方法】

汚水処理の共同実施は、汚水処理施設の集約化を図り、汚水処理事業の効率化を実現するものである。汚水処理の共同実施は、主に表 4-8 に示す 3 つのケースで実施されている。

表 4-8 汚水処理の共同実施の 3 つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース 1	<p><u>汚水処理施設の統廃合</u></p> <p>小規模で老朽化した汚水処理施設を廃止し、隣接する汚水処理施設に汚水管渠で接続する。</p> <p>統廃合の組み合わせには、公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント等様々な組み合わせが想定される。</p>	 <p>小規模・老朽化した汚水処理施設</p>
ケース 2	<p><u>し尿・浄化槽汚泥の受入</u></p> <p>老朽化したし尿・浄化槽汚泥処理施設を廃止し、し尿・浄化槽汚泥を下水道施設に投入し、処理場で処理する。</p>	 <p>老朽化したし尿・浄化槽汚泥処理施設</p>
ケース 3	<p><u>流下先の見直し</u></p> <p>新たに汚水処理区域の整備にあたり、当初予定された流下先でなく、接続距離の近い隣接する他市町村の汚水処理区域（単独公共下水道、流域関連公共下水道等）に接続する。</p>	 <p>接続距離が近い隣接する他市町村の汚水処理区域に接続</p>

【事業化フロー】

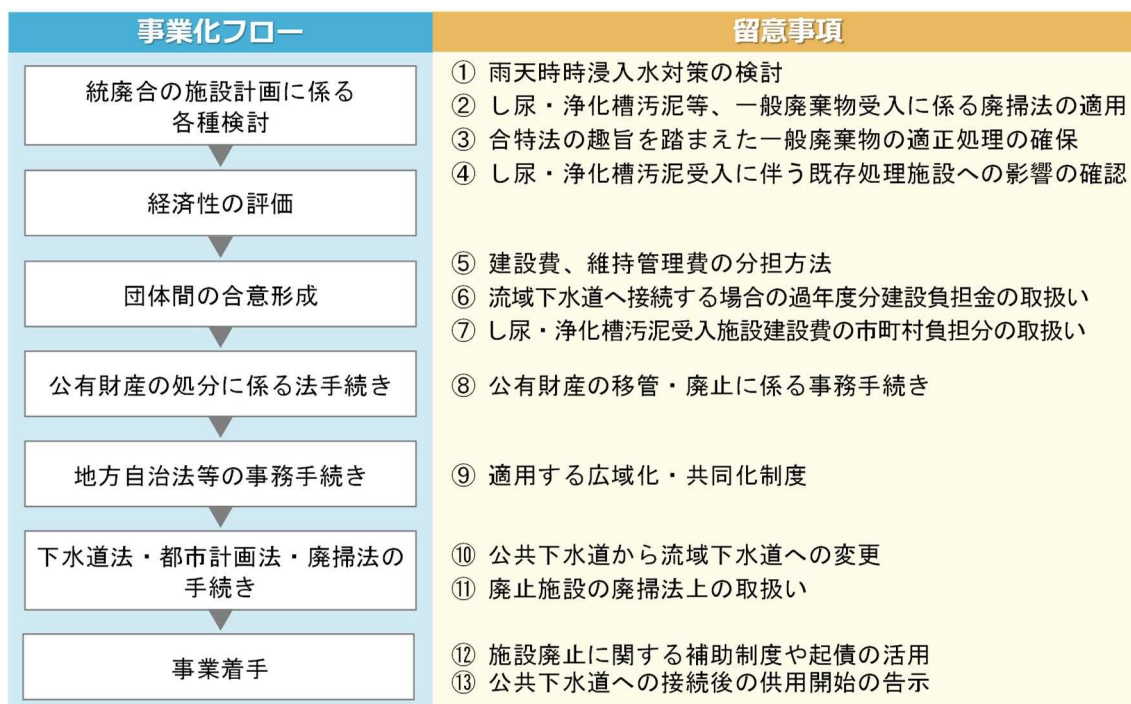


図 4-4 汚水処理の共同実施の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-9 汚水処理の共同実施の参考事例

方法	団体名	取組の概要
(ケース1) 汚水処理施設 の統廃合	東京都・八王子市	・老朽化した合流区域を含む八王子市の単独公共下水道の処理場を廃止し、東京都の流域下水道に接続
	神奈川県・小田原市	・老朽化した小田原市の処理場を廃止し、神奈川県の流域下水道に接続
	愛媛県松山市・砥部町	・松山市内の団地内の老朽化した集中浄化槽を廃止し、砥部町の公共下水道に接続
(ケース2) し尿・浄化槽 汚泥の受入	石川県白山市・能美市・野々市市・川北町	・老朽化したし尿処理施設を廃止し、石川県白山市の松任中央浄化センターで受入
	東京都	・災害時、東京都の処理場でし尿搬入、受入を行う覚書を締結
(ケース3) 流下先の 見直し	北海道旭川市ほか5町	・北海道旭川市が周辺5町の汚水を区域外流入として受入し、旭川市処理場にて処理
	岡山県津山市・鏡野町・美咲町	・鏡野町、美咲町の公共下水道区域を津山市に接続し、津山浄化センターで受入
	岡山県矢掛町・笠岡市	・笠岡市の一部区域の汚水の流下先を見直し、矢掛町の矢掛浄化センターで受入

### 【留意事項①】

#### ・雨天時浸入水対策の検討

汚水処理施設の統廃合に際し、施設廃止側区域の雨天時浸入水量が大きい場合、接続側の汚水管路施設や汚水処理施設の施設能力を超過する恐れがある。その場合、何らかの雨天時浸入水対策を行う必要がある。

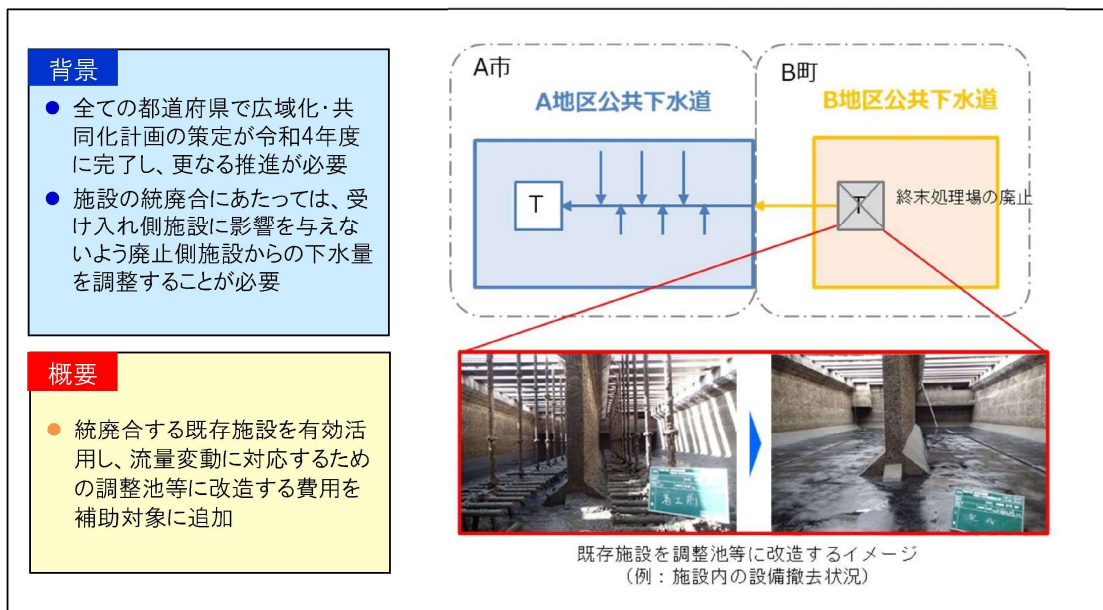
雨天時浸入水対策は、雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（令和2年1月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に従い検討する。

統廃合により廃止する汚水処理施設を雨天時貯留施設に改造し、雨天時浸入水対策として再活用する方法も想定される。雨天時貯留施設としての再活用の先行事例としては、「施設統廃合に伴う既存施設の有効活用（神奈川県小田原市）」の事例がある。

なお、令和6年度下水道広域化総合推進事業の拡充により、統廃合する既存施設を有効活用し、流量変動に対応するための調整池等に改造する費用が補助対象に追加されていることに留意されたい。

## （４）下水道広域化推進総合事業の拡充

《社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金》



出典：令和6年度下水道事業予算の概要（令和5年12月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

【留意事項②】

・し尿・浄化槽汚泥等、一般廃棄物受入に係る廃掃法の適用

し尿・浄化槽汚泥処理施設を廃止し、下水道施設に投入する場合、下水道施設への投入量や下水道施設、周辺環境の状況等を踏まえ、最適な投入箇所を検討する必要がある。

令和 2 年度の下水道統計によると、下水道施設へのし尿・浄化槽汚泥の投入箇所の内訳は、図 4-5 のとおりとなっている。

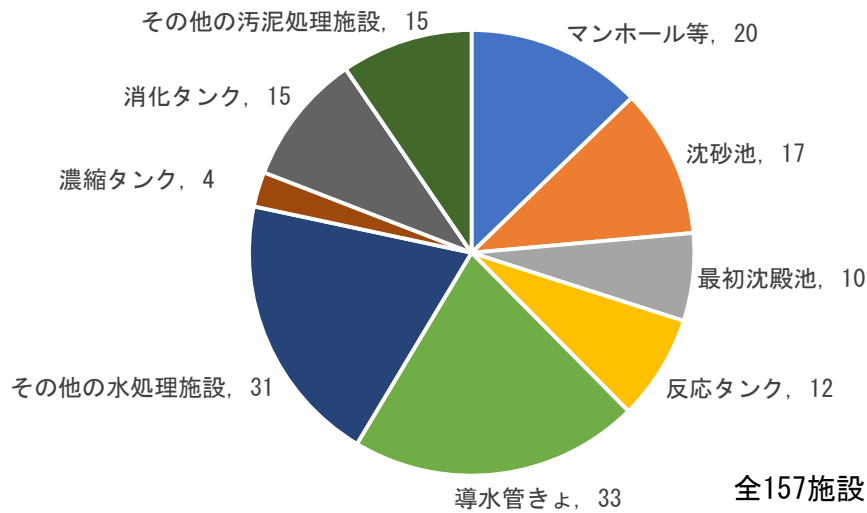


図 4-5 下水道施設へのし尿・浄化槽汚泥の投入箇所の内訳

し尿・浄化槽汚泥の受入にあたっては、各都道府県の環境部局との協議により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という）に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可を得る施設の範囲を確認することが必要となる。

公益社団法人 日本下水道協会が令和 5 年度に各都道府県に対して実施したアンケート調査によると、し尿や浄化槽汚泥の下水処理施設への受入は、35 都道府県での実施事例が確認された。それらの実施事例について、し尿・浄化槽汚泥の受入の法適用の考え方を整理した結果、表 4-10 の状況であった。

表 4-10 し尿・浄化槽汚泥の受入の法適用の考え方の事例

法適用の区分				し尿・浄化槽汚泥の受入に関する法適用への主な見解
収集・運搬	受入	前処理	下水道施設投入	
廃	下	下	下	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業計画において終末処理場の敷地内の主要な施設に位置付け、かつ下水道法に基づき適切に維持管理される「し尿等を下水道に投入する施設」は、下水道施設に含まれるものとし、廃掃法第 8 条第 1 項に定める一般廃棄物処理施設に該当しない。</li> <li>特別法である下水道法は一般法である廃掃法に優先するため、流域関連公共下水道の管渠を通して流域下水道終末処理場へし尿を受け入れる場合は、下水道法の適用を受ける。</li> <li>し尿・浄化槽汚泥を下水処理場の水処理系に受け入れる場合は、受入施設から下水道法を適用する。</li> </ul>
廃	廃	下	下	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入施設及び希釈施設までは一般廃棄物として廃掃法、希釈後の流入管以降は下水道法を適用する。</li> <li>場外のし尿・浄化槽汚泥処理施設で脱水したし尿等を下水道施設で受入する場合、受入する下水道事業者側で一般廃棄物処理施設としての許可を得る必要がある。</li> </ul>
廃	廃	—	下	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿・浄化槽汚泥を下水処理場の汚泥処理施設に受け入れる場合、受入施設は廃掃法、処理場の汚泥処理施設は下水道法を適用する。</li> </ul>
災	災	—	下	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難所等のし尿を下水道施設で受入する場合、災害対策基本法に基づき、災害対策本部条例、地域防災計画に位置付ける。</li> </ul>
災	災	—	下	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に下水道管理者の下水汚泥を他の下水道管理者が処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成 4 年 8 月 13 日衛環 233 号）の第 2 項に規定する「複数の下水道管理者が共同して下水汚泥の処理を行う場合」に該当し、当該他の下水道管理者に係る地方公共団体の区域内において、当該他の下水道管理者が産業廃棄物処理業者に委託することなく自ら行う限り、下水道法の適用を受ける。</li> </ul>

廃：廃掃法、下：下水道法、災：災害対策基本法

### 【留意事項③】

- ・合特法の趣旨を踏まえた一般廃棄物の適正処理の確保

汚水処理施設の統廃合等の検討にあたっては、一般廃棄物の適正処理の観点から、汚水処理部局（下水道、集落排水、合併処理浄化槽等）のみならず、し尿処理部局（廃棄物部局、環境部局）も参画することが望ましい。

汚水処理施設の統廃合等のケースでは、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）の趣旨を踏まえ、関連計画等との整合性を維持するとともに、一般廃棄物処理業等との事前の協議を通じて、一般廃棄物の適正処理を確保しつつ、取組を進める必要がある。

### 【留意事項④】

- ・し尿・浄化槽汚泥受入に伴う既存処理施設への影響の確認

汚水処理施設のし尿・浄化槽汚泥の受入に際しては、汚濁負荷量増加に伴う水処理・汚泥処理への影響を評価し、下水道法の事業計画に定めた計画放流水質の超過、脱水性の低下に伴う脱水ケーキ含水率の大幅な悪化等が生じないことを確認する必要がある。

### 【留意事項⑤】

- ・建設費、維持管理費の分担方法

汚水処理の共同実施における建設費、維持管理費の分担方法の事例を表 4-11 に示す。

表 4-11 汚水処理の共同実施における建設費、維持管理費の分担方法の事例

方法	団体名	建設費	維持管理費
(ケース1) 汚水処理施設の 統廃合	東京都、八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続前の建設費は、接続後の計画水量の按分比率により建設負担金を算出して八王子が負担（バックアロケーション）</li> <li>・接続後の建設費は、計画水量の按分比率により建設負担金を算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分流区域は、当該区域の実績水量と処理場全体の実績水量で維持管理費を按分</li> <li>・合流区域は、処理量を計測して八王子市が負担</li> </ul>
	愛媛県松山市、砥部町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続した松山市側区域内の住民から徴収した受益者負担金の一部を水量按分で砥部町に支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続した松山市側区域内の住民から砥部町の下水道使用料体系で松山市が徴収し、松山市から砥部町に支払い</li> </ul>
(ケース2) し尿・浄化槽 汚泥の受入	石川県白山市、能美市、野々市市、川北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業で整備する前処理施設は白山市が建設した上で、処理単価に建設負担金分を上乗せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費は、市町別の処理量に応じて負担することとし、処理単価に維持管理負担金分を上乗せ</li> </ul>
(ケース3) 流下先の見直し	北海道旭川市ほか5町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終末処理場および共同使用管の建設負担金は、事業開始時まで遡及し、起債利子等を含めた費用を関連5町で負担</li> <li>※施設別の費用負担割合は事例集を参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の維持管理単価に実績流量（計測流量）に基づいて推計した予定汚水量を基に算出</li> </ul>
	岡山県津山市、鏡野町、美咲町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続後の建設費の内、処理場は日最大計画汚水量比率、ポンプ場、汚水管渠は時間最大計画汚水量比率で費用負担</li> <li>・接続前の建設費に対するバックアロケーションはなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理単価に実績流量（計測流量）を乗じた額を維持管理負担金として算出</li> </ul>
	岡山県矢掛町、笠岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続前の既設分の建設費は、全体計画汚水量比率により按分した金額を笠岡市が負担（バックアロケーション）</li> <li>・接続以降の増設や改築更新は、全体計画汚水量比率により按分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政界に流量計を設置し、当該年度の維持管理単価に実績流量（計測流量）を乗じた額を維持管理負担金として算出</li> </ul>

【留意事項⑥】

- ・ 流域下水道へ接続する場合の過年度分建設負担金の取扱い

流域下水道の流域関連市町村ではない市町村（以下、新規参入市町村）が新たに流域下水道に編入する場合や流域関連市町村が別途所管する単独公共下水道を新たに流域下水道に編入する場合、編入以前に要した流域下水道の建設費用の内、流域関連市町村が建設負担金として負担した費用の一部について、バックアロケーションとして新規参入市町村等に負担を求める考え方がある。

流域下水道への編入時に、バックアロケーションとして新規参入市町村等が負担する経費に関する論点を図 4-6 に示す。流域下水道への編入時のバックアロケーションは、既関連市町村と新規参入市町村等と費用負担の公平性に係る問題である。そのため、バックアロケーションの方法は、都道府県が参加の上、主に既関連市町村と新規参入市町村等との協議により決められるものと想定される。協議を進める上での具体的な論点は、①バックアロケーション算出の対象範囲、②減価償却費、交付税措置の控除の有無、③既関連市町村と新規参入市町村等の按分比率の設定方法の3つが想定される。

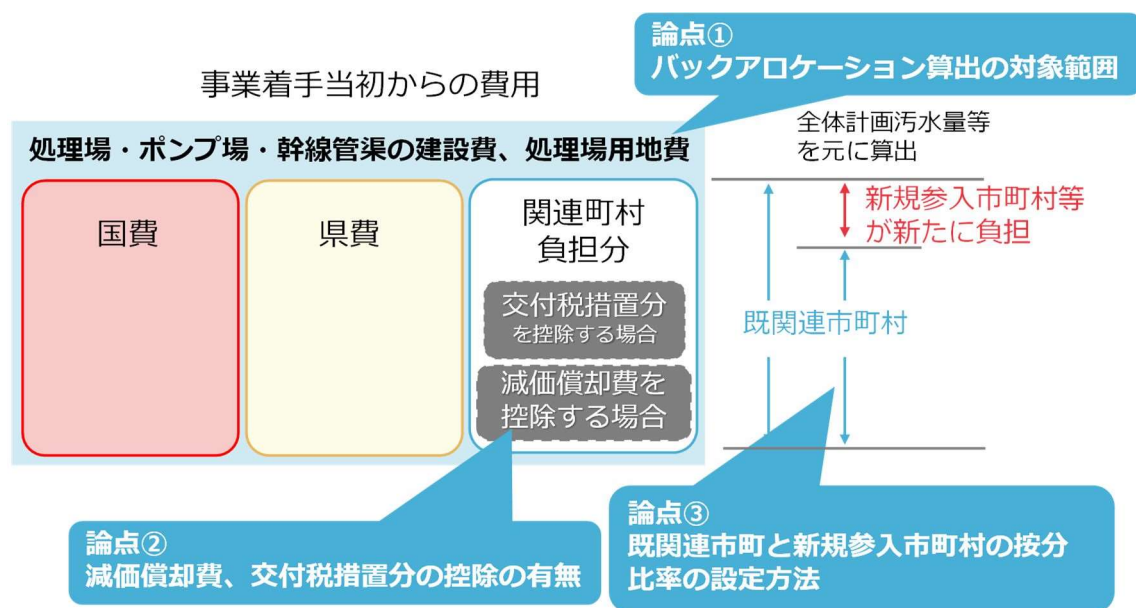


図 4-6 流域下水道への編入時に新規参入市町村等が負担する経費の論点

バックアロケーションの実施に際し都道府県には、既関連市町村と新規参入市町村等の協議、合意形成に向け、先行事例の提示が求められることも想定される。公益社団法人日本下水道協会が令和 5 年度に各都道府県に対して実施したアンケート調査によると、流域下水道への編入時のバックアロケーションは、10 都道府県で実施事例が確認された。それらの実施事例では、論点①と論点②の考え方は、表 4-12 によりバックアロケーションが行われている状況であった。

表 4-12 バックアロケーションの論点①・論点②の状況

論点①：対象経費の範囲								論点②：按分方法	
処理場建設費	処理場用地費	ポンプ場建設費	幹線管渠建設費	元本利息	維持管理費	交付税措置考慮	減価償却考慮	計画汚水量	計画処理面積
9	8	7	8	3	0	2	5	10	2

※単位は都道府県数

【留意事項⑦】

・し尿・浄化槽汚泥受入施設建設費の市町村負担分の取扱い

下水道広域化推進総合事業を適用し、下水道施設内にし尿・浄化槽汚泥受入施設の建設を行う場合、建設費の負担方法の検討が必要となる。し尿・浄化槽汚泥の発生量は、下水道整備、人口減少の影響により減少が見込まれる中、施設の長期的な経営を見据えた上で、両ケースでのメリットや課題を整理し、構成団体間で市町村負担分の取扱いの合意形成が必要となる。

取扱いの方法については、表 4-13 に示す 2 つのケースが想定される。

表 4-13 建設費の内、市町村負担分の取扱い

区分	ケース 1	ケース 2
方法	建設負担金として施設建設時に支払	受入単価に含めて支払
特徴	・各団体が公営企業の場合、搬出側も建設負担金の額に応じて受入施設の財産（無形固定資産）を保有	・受入側の団体が受入施設全体の財産を保有
メリット	・各構成団体の負担額を建設時に確定することができる	・各構成団体のし尿・浄化槽汚泥担当部局での起債が不要 ・施設供用開始後に当初の構成団体以外からの受入をする場合、建設負担金分は受入単価に反映済の扱いにすることも可能
課題	・各構成団体のし尿・浄化槽汚泥担当部局で起債が必要 ・施設供用開始後に当初の構成団体以外からの受入をする場合、建設負担金分のバックアロケーションの検討が必要	・施設建設の事業主体となる団体でいったん全額起債が必要 ・構成団体からのし尿・浄化槽汚泥受入量が当初の想定を下回る場合、受入単価の改定が必要

【留意事項⑧】

・ 公有財産の移管・廃止に係る事務手続き

補助事業等によって取得した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和三十年法律第七十九号）により各省各庁の長の承認を受けずに財産処分することが禁止されている。

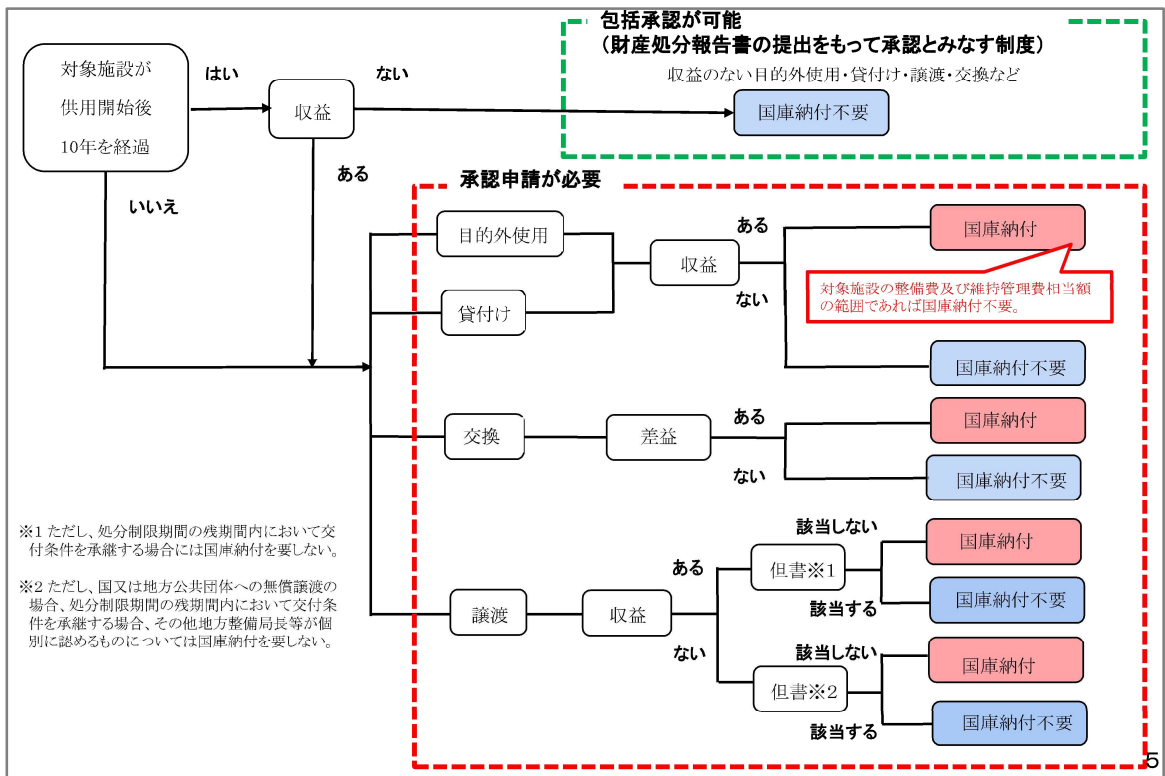
**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律**

（財産の処分の制限）

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

国土交通省の社会資本整備総合交付金事業では、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（令和5年9月22日、国官会第16030号）」により財産処分に係る取扱いが定められている。

財産処分に係る対象施設が供用開始後10年を経過し、収益（有償譲渡、有償貸付等）が見込まれない場合には、包括承認が可能で国庫納付が不要とされている。



出典： <https://www.mlit.go.jp/common/001248498.pdf>

社会資本整備総合交付金事業で整備した施設の包括承認は、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（令和 5 年 9 月 22 日、国官会第 16030 号）」において、「交付対象事業の完了後 10 年を経過した交付対象財産の処分であること、かつ収益が無い施設」に関して可能であると規定されている。

財産処分には、取壊し（交付対象財産の使用をやめ、施設を取り壊すこと）及び、廃棄（交付対象財産の使用をやめ、設備を廃棄処分すること）も含まれ、取壊し・廃棄であっても承認された場合には、国庫納付を要しないこととなっている。

## 社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領

### 第5章 財産処分承認基準等

#### 第25 申請手続の特例（包括承認）

1 地方公共団体等が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除き、かつ、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく施設等に係るものにあつては道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない場合、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合又は港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく施設等の係るものにあつては港湾等の管理に支障がない場合に限る。次項において同じ。）には、第24第1項の規定にかかわらず、地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があつたものとみなす。

ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

① 交付対象事業の完了後（交付対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10年を経過した交付対象財産の処分

② 交付対象事業の完了後10年を経過していない交付対象財産を処分する場合であつて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分

③ 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった交付対象財産の取壊し又は廃棄

2 地方公共団体等が前項の規定により地方整備局長等に報告した財産処分であつて、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。

①交換 交換により取得される財産は適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること

②無償貸付け 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること

3 地方公共団体等は、第1項の規定による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

出典：社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（令和5年9月22日、国官会第16030号）

「取壊し」「廃棄」の場合の包括承認の承認条件は、水管理・国土保全局所管補助事業等に財産処分承認基準について（別表）（国土総第 534 号、令和 5 年 8 月 28 日付、国土交通省水管理・国土保全局長通知）により次のとおり示されている。

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
<p>財産処分による収益が施設の整備費及び維持管理費相当額の範囲内であれば国庫納付が不要。</p> <p>社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について（H30.3.30 国官会第27号）別表（第5章第24関係）</p>			
目的外使用（交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫納付</li> <li>目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所（同一の社会資本総合整備計画に位置付けられた他の交付金事業箇所を含む、以下同じ。）における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること）</li> <li>使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること</li> </ul>	目的外使用により生じる収益（当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（交付対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち交付金相当額
	無償	国庫納付（ただし、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額</li> <li>用地にあつては、時価評価額のうち交付金相当額</li> </ul>
交換（交付対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫納付（交換差益が生じる場合に限り。）</li> <li>交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること</li> </ul>	交換差益額のうち交付金相当額
貸付け（交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫納付</li> <li>貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること）</li> <li>使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること</li> </ul>	貸付けにより生じる収益（当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額
	無償	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
担保に供する処分（交付対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額</li> <li>用地にあつては、時価評価額のうち交付金相当額</li> </ul>
取壊し（交付対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（交付対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

出典： <https://www.mlit.go.jp/common/001248498.pdf>

取壊し（補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）	国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）	国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

出典：水管理・国土保全局所管補助事業等に財産処分承認基準について（別表）（国土総第 534 号、令和 5 年 8 月 28 日付、国土交通省水管理・国土保全局長通知）